



福島小学校だより

# ふくしま

No. 11  
平成29年2月28日



ホームページ <http://www9.wakayama-wky.ed.jp/fukushima/>



## 竹の「節」のごとく

校長 嶋本 憲司

10年程前、家族で香港旅行に行く機会がありました。その当時、香港では何十階ものビルがたくさん建ち並び、道路では二階建てバスなどの多くの車が行きかかっていました。また、道路の上には、ビルから飛び出すように大きな看板がせり出しており、二階建てバスに乗っていると看板に当たるのではないかとハラハラしました。

そんな風景の中、ビル建築現場で非常に驚いたことがありました。それは、建築中のビルの足場に使われているのが、縦横に巧みに組まれた何百、何千もの竹なのです。日本の建築現場では、足場に使われているものは鉄骨しか見たことがなかったので、「日本の方が進んでいるんだ」「鉄骨を手に入れるのが大変なんだろう」などと、安易に考えていました。

日本に帰ってから調べてみると、自分の考えが間違っていたことに気付かされました。足場に竹を使っていたのは、竹の持つ強さにその理由があるということが分かりました。竹は、大部分の樹木に比べると細いにもかかわらず、両面からの引っ張りに耐える強度は鉄骨以上だそうです。そして、その竹の強さの秘密は、竹の「節」にあるということです。また、背の高い竹は、「節」があることで横からかなりの強風が当たっても耐えることができ、しなやかで、折れにくくなっているということです。


竹における「節」の大切な役割・働きと同じように、小学校生活の6年間の中で「節」の役割をするのが、学年と学年をつなぐ卒業式（卒業式）から始業式（入学式）までの春休みなのです。その節をより強固でしなやかにしていくために、春休みにするべき大切なことが二つあります。

一つ目は、通知表などをもとにこの一年間を振り返り、自分の成長した点は何か、改善すべき点は何かを洗い出すことです。特に、今の学年で学習してきた中で不確実な内容について、問題を再度解くなどして確実に身につけることが大切です。

二つ目は、洗い出したものをもとに、何としてもこのことだけは時間をかけて取り組むという具体的な目標を、新学年に向けて立てることです。学習面と生活面の中から、少なくとも一つずつ選んで自分なりの目標を立ててほしいと思います。

「節」という語が入った言葉に、「節目」があります。学校生活を送る子ども達にとって、春休みの期間が学校生活の「節」となり、成長の「節目」となるように、春休みの過ごし方を考え、次年度への心構えを持ってほしいと思います。

### 3月の学校行事予定です。

1 (水) 交通・挨拶指導 委員会活動 いじめなくそうデー	8 (水) 卒業式練習開始 委員会活動引き継ぎ	21 (火) 第37回卒業式
2 (木) 6年生を送る会 集金一日目	9 (木) 校外児童会	
3 (金) 集金二日目	15 (水) 漢字検定	
7 (火) スクールカウンセラー来校	16 (木) 卒業式予行	24 (金) 終業式
	17 (金) 卒業式式場準備	31 (金) 離任式
	20 (月) 春分の日	

# 放課後の学校開放について

## 1 開放する日・時間帯

- ・月～金曜日の放課後から17:00（水曜日は中庭のみ）  
暗くなるのが早くなってきたら、16:30には帰りましょう。
- ・長期休業中（月～金曜日）の13:00～16:30  
（お盆等は、開放しません。日直の先生がいる日のみ開放します。）



## 2 開放に関する決めごと

- ・放課後の学校への往復の道のりや学校で遊んでいる時に事故があった場合は、加入しているスポーツ振興センターの保険適用対象外です。ご家庭の責任において、治療をお願いします。ただし、応急手当等は、できる範囲で対応させていただきます。
- ・運動場等で遊んでいる時、職員は他の業務があるため、児童の管理や指導を行うことはできません。ご了承ください。

## 3 遊びのルール

- ・学校に来たときは「〇年〇組の〇〇です。遊びに来ました。」、帰るときは「〇年〇組の〇〇です。帰ります」と、職員室のどの先生にでもいいので言ってください。
- ・土、日曜日は、学校内では遊ばません。学校施設開放団体の使用や若竹学級開級のため、校門等が開いていることがありますが、校内に入って遊ばないようにさせてください。
- ・危険な遊びやマナーを守らない児童には、放課後に学校で遊ぶことを禁止します。
- ・必ず時間を守って遊ばせてください。
- ・運動場と中庭のみの開放です。体育館、校舎北側、倉庫等の裏側などみんなから見えな  
い所では遊ばせないでください。校舎内に入って遊ぶことは禁止します。（トイレは使  
用可）
- ・学校で、おかしやジュースを飲食することは禁止です。お茶については、持ってきて飲  
んでもかまいません。
- ・ゲームや携帯電話等、高価な物はできるだけ持たせないようにしてください。持たせる  
場合は、本人にきちんと管理をさせてください。
- ・自転車で遊びに来ることは、児童の安全のため禁止しています。なお、隣の公園や学校  
の近くに自転車を置いて遊びにくる子がいますが、させないようにしてください。